

条番号	現行	変更後
第1条 みずほダイレクト	1. みずほダイレクトとは みずほダイレクト（以下、「本サービス」といいます。）とは、当行がサービスの利用を認めた国内居住の個人のお客さま（本規定において、単に「お客さま」といいます。）が、当行所定の電話機、パーソナルコンピューター（以下、「パソコン」といいます。なお、パソコンには、高機能携帯電話端末とよばれるインターネット（携帯電話会社独自のインターネットサービスを除く）に接続、閲覧できるブラウザを搭載する端末等を含みます。）<u>、情報提供サービス対応型の電話機（以下、「モバイル端末」といいます。ただし、モバイル端末には、前述の高機能携帯電話端末等を含みません。）</u>を通じて当行所定の取引を依頼した場合に、当行がその手続きを行うサービスをいいます（<u>以下、当行所定の電話機、パソコン、およびモバイル端末</u>を総称して「端末」といいます。また、電話機を通じた自動音声による取引を「テレホンバンキング」（自動音声サービス）（以下、「テレホンバンキング」といいます。）、パソコンを通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」、<u>モバイル端末を通じた電話・インターネットによる取引を「モバイルバンキング」、</u>テレホンバンキング以外の電話による取引を「その他電話による取引」といいます）。なお、本サービスは「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認が行われていない場合はご利用いただけません。	1. みずほダイレクトとは みずほダイレクト（以下、「本サービス」といいます。）とは、当行がサービスの利用を認めた国内居住の個人のお客さま（本規定において、単に「お客さま」といいます。）が、当行所定の電話機、パーソナルコンピューター（以下、「パソコン」といいます。なお、パソコンには、高機能携帯電話端末とよばれるインターネット（携帯電話会社独自のインターネットサービスを除く）に接続、閲覧できるブラウザを搭載する端末等を含みます。）を通じて当行所定の取引を依頼した場合に、当行がその手続きを行うサービスをいいます（<u>以下、当行所定の電話機およびパソコン</u>を総称して「端末」といいます。また、電話機を通じた自動音声による取引を「テレホンバンキング」（自動音声サービス）（以下、「テレホンバンキング」といいます。）、パソコンを通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」、テレホンバンキング以外の電話による取引を「その他電話による取引」といいます）。なお、本サービスは「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認が行われていない場合はご利用いただけません。
	2. 利用可能なサービス (3) モバイルバンキング 残高照会、入出金明細照会、振込、振替、定期預金取引、グローバル口座取引、外貨預金取引、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、カードローン取引・仮申込、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス、振込限度額の変更等。	全文削除
	<u>(4)</u> その他電話による取引 振込の組戻し、インターネット支店の定期預金の期日前解約・満期日解約ならびに外貨定期預金の満期日解約・満期日取扱方法変更、インターネット専用投資信託のスイッチング（乗換え）、住所変更申込等。	<u>(3)</u> その他電話による取引 振込の組戻し、インターネット支店の定期預金の期日前解約・満期日解約ならびに外貨定期預金の満期日解約・満期日取扱方法変更、インターネット専用投資信託のスイッチング（乗換え）、住所変更申込等。

条番号	現行	変更後
第 2 条 本人確認	1. 暗証番号等 (3) お客さま番号および第 2 暗証番号は本サービス申込後に次のいずれかの方法により発行する「みずほダイレクトご利用カード」に記載します。 ①お客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送発行する紙媒体カード型のみずほダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード（紙媒体カード版）」といいます。）。なお、当行本支店の窓口で本サービスのお申し込みを受け付けた場合は、窓口でご利用カード（紙媒体カード版）を発行することがあります。 ②当行所定の高機能携帯電話端末（以下、「利用端末」といいます。）にみずほダイレクトアプリをインストールして、<u>本項第 10 号</u> の利用登録を実施することにより、みずほダイレクトアプリ内に発行するみずほダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード（アプリ版）」といいます。）。なお、ご利用カード（アプリ版）に表示される第 2 暗証番号はインターネットバンキングへのログインの都度、取引都度(第 2 暗証番号認証完了都度)、みずほダイレクトアプリ上の更新ボタンタップ時に変化します。	1. 暗証番号等 (3) お客さま番号および第 2 暗証番号は本サービス申込後に次のいずれかの方法により発行する「みずほダイレクトご利用カード」に記載します。 ①お客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送発行する紙媒体カード型のみずほダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード（紙媒体カード版）」といいます。）。なお、当行本支店の窓口で本サービスのお申し込みを受け付けた場合は、窓口でご利用カード（紙媒体カード版）を発行することがあります。 ②当行所定の高機能携帯電話端末（以下、「利用端末」といいます。）にみずほダイレクトアプリをインストールして、<u>本項第 9 号</u> の利用登録を実施することにより、みずほダイレクトアプリ内に発行するみずほダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード（アプリ版）」といいます。）。なお、ご利用カード（アプリ版）に表示される第 2 暗証番号はインターネットバンキングへのログインの都度、取引都度(第 2 暗証番号認証完了都度)、みずほダイレクトアプリ上の更新ボタンタップ時に変化します。
	(6) 端末情報とは、当行所定のモバイル端末からモバイルバンキングへのアクセス時に送信される携帯電話端末固有の情報であって、あらかじめお客さまが、お客さま番号および第 1 暗証番号を入力するうえ「ご登録（ログイン）」ボタンを押下する方法により登録したものをいいます。	全文削除
	<u>(7)</u> 解除用認証番号とは、インターネットバンキングの利用停止解除およびログインパスワードの失念時に、当行が本人確認に用いるために、登録済みの電子メールアドレス宛に、都度、送信する番号です。	<u>(6)</u> 解除用認証番号とは、インターネットバンキングの利用停止解除およびログインパスワードの失念時に、当行が本人確認に用いるために、登録済みの電子メールアドレス宛に、都度、送信する番号です。
	<u>(8)</u> 認証用暗証番号とは、安全にお取引を行うため、当行が必要と認めた場合に、登録済の電子メールアドレス宛に、都度、送信する番号です。	<u>(7)</u> 認証用暗証番号とは、安全にお取引を行うため、当行が必要と認めた場合に、登録済の電子メールアドレス宛に、都度、送信する番号です。
	<u>(9)</u> 認証コードとは、ご利用カード（アプリ版）の利用登録時に、当行へ届け出の携帯電話番号宛に、ショートメッセージサービスの方法により、都度、送信する番号です。	<u>(8)</u> 認証コードとは、ご利用カード（アプリ版）の利用登録時に、当行へ届け出の携帯電話番号宛に、ショートメッセージサービスの方法により、都度、送信する番号です。

条番号	現行	変更後
第 2 条 本人確認	<u>(10)</u> ご利用カード（アプリ版）を利用するには、利用端末にみずほダイレクトアプリをインストールのうえ、利用登録を行うことが必要です。利用登録は、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された本サービスの代表利用口座、第 1 暗証番号、生年月日、認証コードが、当行に登録されている代表利用口座、第 1 暗証番号、生年月日、認証コードと一致した場合には、当行は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。なお、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、利用登録完了後から一定の期間は、ご利用カード（アプリ版）をご利用いただけません。また、当行が必要と認める場合には、ご利用カード（アプリ版）の利用を一時的に停止します。	<u>(9)</u> ご利用カード（アプリ版）を利用するには、利用端末にみずほダイレクトアプリをインストールのうえ、利用登録を行うことが必要です。利用登録は、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された本サービスの代表利用口座、第 1 暗証番号、生年月日、認証コードが、当行に登録されている代表利用口座、第 1 暗証番号、生年月日、認証コードと一致した場合には、当行は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。なお、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、利用登録完了後から一定の期間は、ご利用カード（アプリ版）をご利用いただけません。また、当行が必要と認める場合には、ご利用カード（アプリ版）の利用を一時的に停止します。
	3. 暗証番号等の管理 （4）第 1 暗証番号の変更は、次のいずれかの方法によります。 ①当行所定の書面による方法。なお、第 1 暗証番号を変更すると、ご利用カード（アプリ版）の利用には、再度、<u>第 1 項第 10 号</u> の利用登録が必要となります。また、第 1 暗証番号の変更後、一定の期間内にご利用カード（アプリ版）の利用登録がなかった場合、新しい第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）をお客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。 ②電話による方法。この場合、新しい第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）をお客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。	3. 暗証番号等の管理 （4）第 1 暗証番号の変更は、次のいずれかの方法によります。 ①当行所定の書面による方法。なお、第 1 暗証番号を変更すると、ご利用カード（アプリ版）の利用には、再度、<u>第 1 項第 9 号</u> の利用登録が必要となります。また、第 1 暗証番号の変更後、一定の期間内にご利用カード（アプリ版）の利用登録がなかった場合、新しい第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）をお客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。 ②電話による方法。この場合、新しい第 2 暗証番号が記載されたご利用カード（紙媒体カード版）をお客さまの届け出住所宛に簡易書留（転送不要扱い）にて郵送します。
	（6）ご利用カード（アプリ版）を再発行する場合は、<u>第 1 項第 10 号</u> の利用登録を行ってください。	（6）ご利用カード（アプリ版）を再発行する場合は、<u>第 1 項第 9 号</u> の利用登録を行ってください。
	（10）ご利用カード（アプリ版）を利用中に、利用端末からみずほダイレクトアプリをアンインストールした場合は、<u>第 1 項第 10 号</u> の利用登録を再度実施してください。	（10）ご利用カード（アプリ版）を利用中に、利用端末からみずほダイレクトアプリをアンインストールした場合は、<u>第 1 項第 9 号</u> の利用登録を再度実施してください。

条番号	現行	変更後
第 2 条 本人確認	(11) ご利用カード（アプリ版）を利用中に、機種変更等により利用端末を変更した場合は、変更後の利用端末にて<u>第 1 項第 10 号</u> の利用登録を再度実施してください。なお、変更後の利用端末での利用登録完了後は、第 2 暗証番号利用対象取引において変更前利用端末での第 2 暗証番号を使用することはできません。	(11) ご利用カード（アプリ版）を利用中に、機種変更等により利用端末を変更した場合は、変更後の利用端末にて<u>第 1 項第 9 号</u> の利用登録を再度実施してください。なお、変更後の利用端末での利用登録完了後は、第 2 暗証番号利用対象取引において変更前利用端末での第 2 暗証番号を使用することはできません。
	(15) 端末情報が変更になる場合、モバイルバンキングにログインし、当行所定の画面で端末情報の登録を解除したうえで第 1 項第 6 号の規定に従って新たな端末情報を登録してください。	全文削除
	4. 利用の停止および再開 (1) 本サービスの利用を一時的に停止する場合は、当行に連絡のうえ所定の手続きを行ってください。この場合、お客さまはテレホンバンキング、インターネットバンキング、<u>モバイルバンキング</u>のそれぞれについて利用停止の手続きを行うことができます。また、インターネットバンキングにおけるネット口座振替受付サービスの利用（本条第 1 項第 1 号に定める当行所定の項目の認証によるもの）を停止する場合には、当行が別途定める手続きを行ってください。なお、利用停止の届け出の前に生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。	4. 利用の停止および再開 (1) 本サービスの利用を一時的に停止する場合は、当行に連絡のうえ所定の手続きを行ってください。この場合、お客さまはテレホンバンキング、インターネットバンキングのそれぞれについて利用停止の手続きを行うことができます。また、インターネットバンキングにおけるネット口座振替受付サービスの利用（本条第 1 項第 1 号に定める当行所定の項目の認証によるもの）を停止する場合には、当行が別途定める手続きを行ってください。なお、利用停止の届け出の前に生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。
	(2) 暗証番号等が当行所定の回数以上、誤って入力された場合、当行は本サービスの利用を一時的に停止します。この場合、当該誤入力があったテレホンバンキング、インターネットバンキング、<u>モバイルバンキング</u> のそれぞれについて一時的に利用を停止します。	(2) 暗証番号等が当行所定の回数以上、誤って入力された場合、当行は本サービスの利用を一時的に停止します。この場合、当該誤入力があったテレホンバンキング、インターネットバンキングのそれぞれについて一時的に利用を停止します。
第 3 条 サービス内容	6. 定期預金取引 (3) モバイルバンキングでは、定期預金の満期日解約予約はご利用いただけません。	全文削除
	<u>(4)</u> その他電話による取引では、インターネット支店の定期預金の期日前解約および満期日解約のみご利用いただけます。	<u>(3)</u> その他電話による取引では、インターネット支店の定期預金の期日前解約および満期日解約のみご利用いただけます。

条番号	現行	変更後
第 3 条 サービス内容	<u>(5)</u> 本サービスにより口座開設した定期預金は、e-口座として開設され、自動的に利用口座に登録されます。なお、開設した口座（以下、「開設口座」といいます。）のお届け印は、開設時点の代表利用口座の普通預金口座のお届け印と同一とします。ただし、口座開設以降に開設口座のお届け印の変更を希望される場合は、別途お取引店までお申し出ください。また、前記普通預金口座を解約した場合は、別途、開設口座のお届け印をお取引店までお申し出ください。	<u>(4)</u> 本サービスにより口座開設した定期預金は、e-口座として開設され、自動的に利用口座に登録されます。なお、開設した口座（以下、「開設口座」といいます。）のお届け印は、開設時点の代表利用口座の普通預金口座のお届け印と同一とします。ただし、口座開設以降に開設口座のお届け印の変更を希望される場合は、別途お取引店までお申し出ください。また、前記普通預金口座を解約した場合は、別途、開設口座のお届け印をお取引店までお申し出ください。
	<u>(6)</u> 前号にかかわらず、口座開設希望のお取引店に既に定期預金口座をお持ちの場合等は、当該定期預金口座に預入し、利用口座に登録する場合があります。	<u>(5)</u> 前号にかかわらず、口座開設希望のお取引店に既に定期預金口座をお持ちの場合等は、当該定期預金口座に預入し、利用口座に登録する場合があります。
	<u>(7)</u> 一部の定期預金については、お取り扱いできません。	<u>(6)</u> 一部の定期預金については、お取り扱いできません。
	<u>(8)</u> グローバル口座における定期預金取引は、本項に従わず、第 21 項に従います。	<u>(7)</u> グローバル口座における定期預金取引は、本項に従わず、第 21 項に従います。
	8. 外貨預金取引 (3) モバイルバンキングでは、外貨普通預金の預入および振替と、外貨定期預金の口座開設および預入以外はご利用いただけません。	全文削除
	<u>(4)</u> その他電話による取引では、インターネット支店の外貨定期預金の満期日取扱方法変更および満期日解約以外はご利用いただけません。	<u>(3)</u> その他電話による取引では、インターネット支店の外貨定期預金の満期日取扱方法変更および満期日解約以外はご利用いただけません。
	<u>(5)</u> 外貨預金取引は、満 18 歳未満のお客さまはご利用いただけません。	<u>(4)</u> 外貨預金取引は、満 18 歳未満のお客さまはご利用いただけません。
	<u>(6)</u> 外貨定期預金のお取引店は代表利用口座のお取引店と同一とします。また、外貨預金口座のお取引店は、当行所定の外貨預金取扱店とします。	<u>(5)</u> 外貨定期預金のお取引店は代表利用口座のお取引店と同一とします。また、外貨預金口座のお取引店は、当行所定の外貨預金取扱店とします。
	<u>(7)</u> 外貨預金の取扱通貨は当行所定の通貨とします。	<u>(6)</u> 外貨預金の取扱通貨は当行所定の通貨とします。
	<u>(8)</u> 本サービスにより、口座開設した外貨定期預金口座および外貨普通預金口座は、e-口座として開設され、自動的に利用口座に登録されます。開設口座のお届け印は、開設時点の代表利用口座のお届け印と同一とします。ただし、口座開設以降に開設口座のお届け印の変更を希望される場合は、別途お取引店までお申し出ください。また、代表利用口座を解約した場合は、別途、開設口座のお届け印をお取引店までお申し出ください。	<u>(7)</u> 本サービスにより、口座開設した外貨定期預金口座および外貨普通預金口座は、e-口座として開設され、自動的に利用口座に登録されます。開設口座のお届け印は、開設時点の代表利用口座のお届け印と同一とします。ただし、口座開設以降に開設口座のお届け印の変更を希望される場合は、別途お取引店までお申し出ください。また、代表利用口座を解約した場合は、別途、開設口座のお届け印をお取引店までお申し出ください。

条番号	現行	変更後
第3条 サービス内容	<u>(9)</u> 外貨定期預金の満期日取扱方法は、元利継続型から自動解約方式、利息受取型から元利継続型もしくは自動解約方式、および自動解約方式から元利継続型に変更することができます。元利継続型もしくは自動解約方式から利息受取型への変更はできません。	<u>(8)</u> 外貨定期預金の満期日取扱方法は、元利継続型から自動解約方式、利息受取型から元利継続型もしくは自動解約方式、および自動解約方式から元利継続型に変更することができます。元利継続型もしくは自動解約方式から利息受取型への変更はできません。
	<u>(10)</u> 円預金口座との間での資金移動の場合には、取引時における当行所定の外国為替相場を適用します。ただし、円預金口座との間での資金移動において引出口座の残高不足等により、資金移動処理ができなかった場合、これにより当行に生ずる損害金はお客さまの負担になります。	<u>(9)</u> 円預金口座との間での資金移動の場合には、取引時における当行所定の外国為替相場を適用します。ただし、円預金口座との間での資金移動において引出口座の残高不足等により、資金移動処理ができなかった場合、これにより当行に生ずる損害金はお客さまの負担になります。
	<u>(11)</u> お客さまは、あらかじめ当行が交付する契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）記載のこの預金の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、外貨預金にかかわるリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、外貨普通預金の口座開設ならびに外貨定期預金の口座開設および預入にかかわる取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。	<u>(10)</u> お客さまは、あらかじめ当行が交付する契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）記載のこの預金の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、外貨預金にかかわるリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、外貨普通預金の口座開設ならびに外貨定期預金の口座開設および預入にかかわる取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。
	<u>(12)</u> グローバル口座における外貨定期預金取引は、本項に従わず、第21項に従います。	<u>(11)</u> グローバル口座における外貨定期預金取引は、本項に従わず、第21項に従います。
	9. 投資信託取引 (3) <u>モバイルバンキング</u>およびテレホンバンキングでは、投資信託取引をご利用いただけません。	9. 投資信託取引 (3) テレホンバンキングでは、投資信託取引をご利用いただけません。
	10. 宝くじの購入 (2) テレホンバンキング、<u>モバイルバンキング</u>およびその他電話による取引では、ご利用いただけません。	10. 宝くじの購入 (2) テレホンバンキングおよびその他電話による取引では、ご利用いただけません。
	14. カードローン取引 (1) あらかじめ利用口座に登録されたカードローンの借入および返済をテレホンバンキング・インターネットバンキング・<u>モバイルバンキング</u>で行うことができるサービスです。	14. カードローン取引 (1) あらかじめ利用口座に登録されたカードローンの借入および返済をテレホンバンキング・インターネットバンキングで行うことができるサービスです。

条番号	現行	変更後
第 3 条 サービス内容	17. ネット振込決済サービス (1) 提携サイトにおける商品購入代金やサービス提供代金等の支払・預託等を、インターネットバンキングおよびモバイルバンキングの振込を利用して行うことができるサービスです。なお、提携サイトとはインターネット上の商店であって、当行とネット振込決済サービス加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「ネット振込決済サービス加盟店」といいます。）またはお客さまからの支払・預託等をネット振込決済サービス加盟店に委任した法人または個人のことをいいます。	17. ネット振込決済サービス (1) 提携サイトにおける商品購入代金やサービス提供代金等の支払・預託等を、インターネットバンキングの振込を利用して行うことができるサービスです。なお、提携サイトとはインターネット上の商店であって、当行とネット振込決済サービス加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「ネット振込決済サービス加盟店」といいます。）またはお客さまからの支払・預託等をネット振込決済サービス加盟店に委任した法人または個人のことをいいます。
	21. グローバル口座取引 (3) モバイルバンキングでは、グローバル口座の開設、円定期預金および外貨定期預金からのグローバル口座への切替予約、積立、おまとめのサービスはご利用いただけません。	全文削除
	<u>(4)</u> 外貨定期預金および特約付き定期預金の取引は、満 18 歳未満のお客さまはご利用いただけません。	<u>(3)</u> 外貨定期預金および特約付き定期預金の取引は、満 18 歳未満のお客さまはご利用いただけません。
	<u>(5)</u> グローバル口座における、外貨定期預金、特約付き定期預金の預入（みずほグローバル口座取引規定第 4 条第 3 項に基づき開設される外貨普通預金も含まれます。）にあたり、お客さまは、各預金の契約締結前交付書面記載の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、各預金にかかわるリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、外貨定期預金、特約付き定期預金の預入（みずほグローバル口座取引規定第 4 条第 3 項に基づき開設される外貨普通預金も含まれます。）にかかわる取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。	<u>(4)</u> グローバル口座における、外貨定期預金、特約付き定期預金の預入（みずほグローバル口座取引規定第 4 条第 3 項に基づき開設される外貨普通預金も含まれます。）にあたり、お客さまは、各預金の契約締結前交付書面記載の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、各預金にかかわるリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、外貨定期預金、特約付き定期預金の預入（みずほグローバル口座取引規定第 4 条第 3 項に基づき開設される外貨普通預金も含まれます。）にかかわる取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。
	<u>(6)</u> 各預金の状況によっては、みずほダイレクトで一部お取り扱いできない取引があります。	<u>(5)</u> 各預金の状況によっては、みずほダイレクトで一部お取り扱いできない取引があります。
	22. 振込限度額の変更 (1) インターネットバンキングおよびモバイルバンキングにおける、登録振込先口座以外への振込、Pay-easy（ページー）税金・料金払込みサービス（国・地方公共団体への払込みを除く）の合算での 1 日あたりおよび平日早朝夜間・休日の利用限度額を変更できるサービスです。	22. 振込限度額の変更 (1) インターネットバンキングにおける、登録振込先口座以外への振込、Pay-easy（ページー）税金・料金払込みサービス（国・地方公共団体への払込みを除く）の合算での 1 日あたりおよび平日早朝夜間・休日の利用限度額を変更できるサービスです。
	(3) モバイルバンキングでは、振込限度額の引き上げ変更はできません。	全文削除

条番号	現行	変更後
第 3 条 サービス内容	<u>(4)</u> ご利用カード（紙媒体カード版）をご利用のお客さまは、振込限度額の引き上げ変更はできません。	<u>(3)</u> ご利用カード（紙媒体カード版）をご利用のお客さまは、振込限度額の引き上げ変更はできません。
	<u>(5)</u> インターネットバンキングによる振込限度額の引き上げ変更については、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、引き上げ変更後の振込限度額でのお取引が可能となるまでにお時間をいただきます。なお、当行のセキュリティにおいて不正の可能性がある判断した場合、本サービスの利用を停止する場合があります。停止解除を行う場合は、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。	<u>(4)</u> インターネットバンキングによる振込限度額の引き上げ変更については、当行が必要と認める場合には、ご本人さま確認のため、引き上げ変更後の振込限度額でのお取引が可能となるまでにお時間をいただきます。なお、当行のセキュリティにおいて不正の可能性がある判断した場合、本サービスの利用を停止する場合があります。停止解除を行う場合は、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。
第 4 条 取引の依頼および成立	2. 資金移動サービス (7) 電子メールによる連絡 インターネットバンキング <u>およびモバイルバンキング</u> では、契約の成立後、お客さまの電子メールアドレス宛に、受付日や受付番号等を記載した電子メールを送信することがありますので、インターネットバンキング <u>およびモバイルバンキング</u> の初回利用時にお客さまの電子メールアドレスを登録してください。	2. 資金移動サービス (7) 電子メールによる連絡 インターネットバンキングでは、契約の成立後、お客さまの電子メールアドレス宛に、受付日や受付番号等を記載した電子メールを送信することがありますので、インターネットバンキングの初回利用時にお客さまの電子メールアドレスを登録してください。
	(2022 年 9 月 18 日現在)	<u>(2022 年 10 月 9 日現在)</u>